

第6章 地域生活拠点の検討

第6章 地域生活拠点の検討

6-1 地域生活拠点の基本的な考え方

地域生活拠点は、都市計画区域外における地域コミュニティの核となる拠点のことです。本市では、4つの市町村が合併した経緯から、都市計画区域外である七城地域や旭志地域の旧町村の中心部にも地域の生活の拠点が存在しています。

各拠点には、支所をはじめとした行政機能や商業施設、医療施設、保育所などの日常に必要な機能が立地していますが、今後少子高齢化が進行することでそれらのサービスの維持・存続が困難となるなど、日常生活の利便性の低下が懸念されます。特に、地域の将来的な活力につながる子育て環境の整備は重要な課題の一つです。

また、令和4年(2022)年に旭志地域が過疎地域に指定され、近隣の半導体関連産業の進出によって、国道325号沿道を中心に開発が進められており、地域の中心部の活性化を目的とした施策展開が難しくなっている現状にあります。

このような状況のなか、令和5年(2023)年に都市再生整備計画関連事業における国の支援措置の対象として、都市計画区域外の「地域生活拠点」が新たに追加されたことにより、地域コミュニティの核となる拠点の活性化に向けた施策の展開が期待されます。

以上を踏まえて、本計画では七城地域及び旭志地域の中心部を「地域生活拠点」として設定し、各種サービスの維持・存続を図り、地域コミュニティにおける重要な拠点として機能の確保に努めることとします。

6-2 地域生活拠点の設定条件

地域生活拠点は、「都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分圏内」である地域の拠点を設定します。地域生活拠点の基本的な考え方から、区域の設定条件を以下のとおり設定しました。

設定条件1:地域住民が生活する上での拠点となる地域

○行政の拠点である七城支所及び旭志支所から概ね500m圏内を地域住民が生活する上での拠点とする区域とします。

設定条件2:都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分圏内である地域

○都市機能誘導区域を設定した菊池中心市街地地区及び泗水支所周辺地区から路線バス等の公共交通で概ね30分圏内である地域を設定します。

設定条件3:都市計画マスタープランにおいて拠点としている地域

○都市計画マスタープランにおいて行政サービス拠点としている七城支所・旭志支所周辺を地域の生活拠点として設定します。

なお、地域生活拠点において居住誘導区域・都市機能誘導区域と同様の考え方に基づき、災害リスクの高い区域は除外し設定します。また、防災指針において災害リスクの高い地域の防災に関する取組について整理を行います。

一方で、七城地域及び旭志地域の双方とも本市有数の農業地域であることから、中心部に農用地が広がっている箇所もあります。そのため、農用地については、極力除外しつつ、区域の一体性を確保した拠点設定を行います。

6-3 地域生活拠点の設定

前項までの検討を踏まえ、七城地域と旭志地域に地域生活拠点を設定しました。それぞれの区域については、以下に示すとおりです。

(1) 七城地域の地域生活拠点

七城地域の地域生活拠点は、七城支所を中心として設定します。七城支所周辺には、七城小学校や七城中学校といった教育施設をはじめとして、七城公民館などの公共施設が集約して立地しています。また、その周辺を住宅地が取り囲んでおり、周辺部を含めた範囲を区域として設定します。

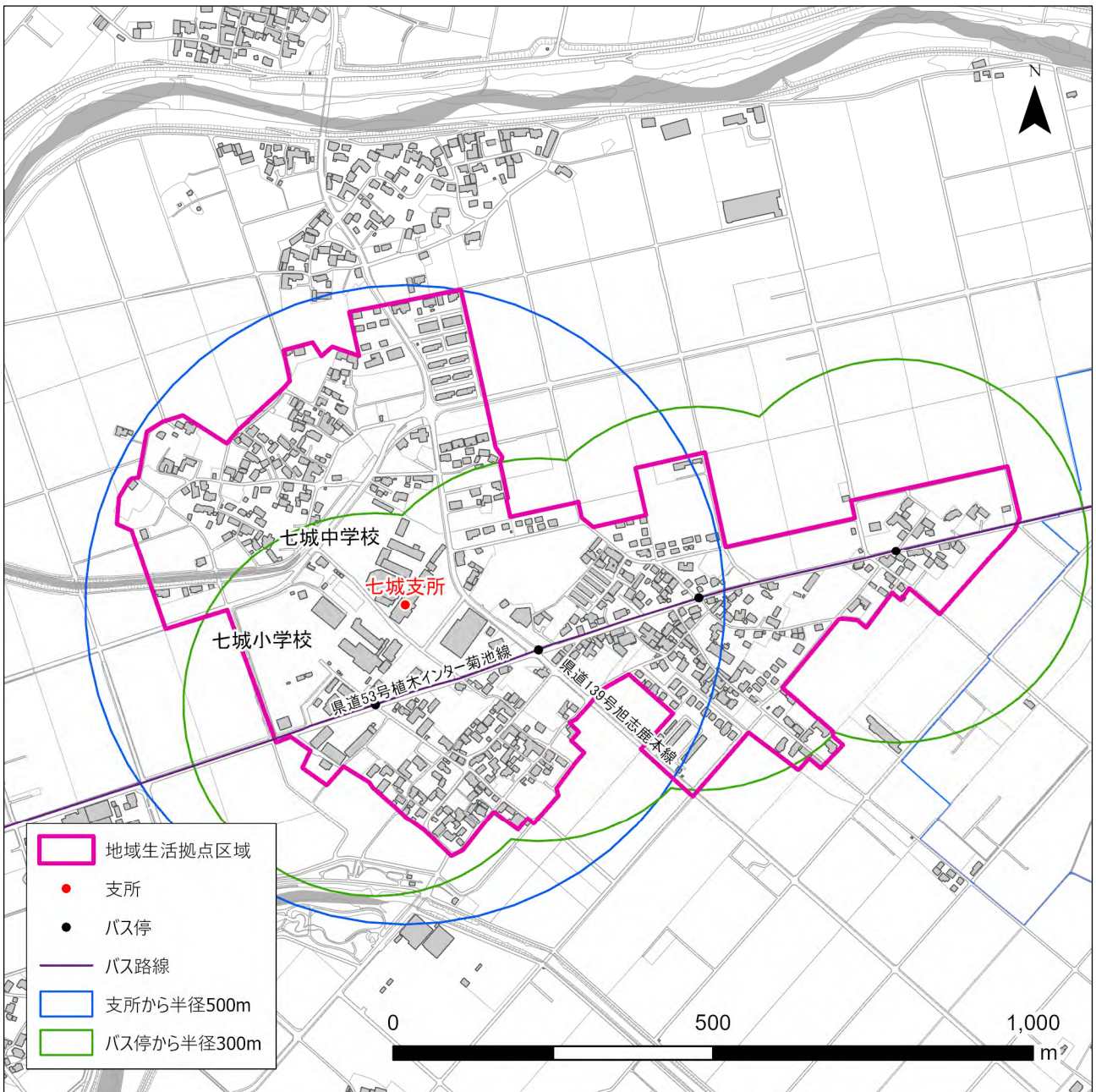


図 6-1 地域生活拠点(七城地区)

(2) 旭志地域の地域生活拠点

旭志地域の地域生活拠点は、旭志支所を中心として設定します。旭志支所周辺には、旭志中学校やスーパーマーケットが立地しており、地域の拠点を形成しています。また、二鹿来川を越えて旭志小学校や市営住宅が立地しており、新明保育園までを含む範囲を区域として設定します。

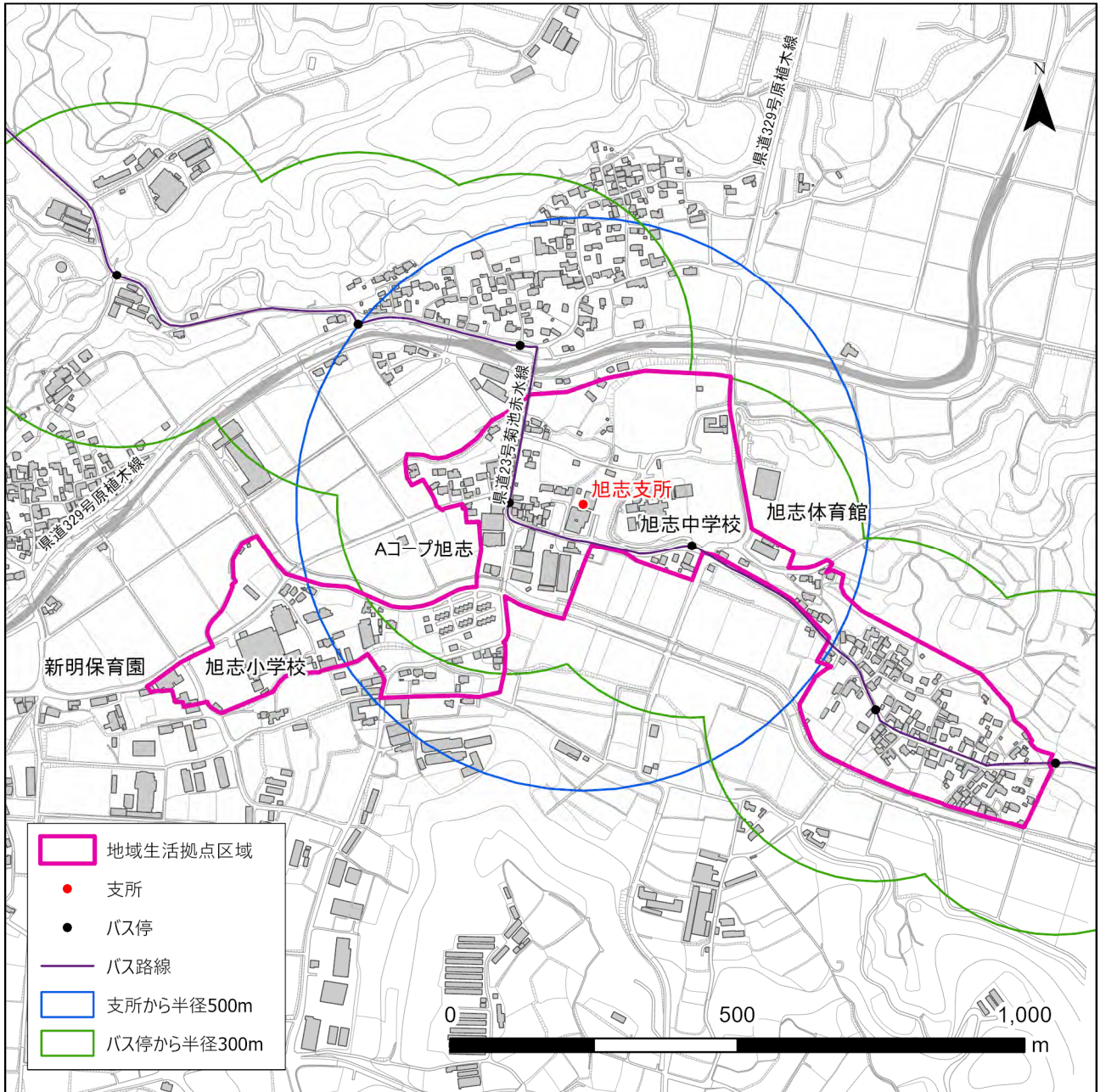


図 6-2 地域生活拠点(旭志地区)